

改正規定										
(略)										
別表第1 (第4条第2項関係)										
研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		専門職学位課程		合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
法学研究科	法律学専攻	15	30	8	24					54
経営学研究科	経営学専攻	20	40	3	9					49
経済学研究科	経済学専攻	10	20	3	9					29
理工学研究科	数学専攻	8	16	2	6					22
	情報工学専攻	30	60							60
	電気電子工学専攻	20	40							40
	材料機能工学専攻	30	60							60
	電気電子・情報・材料工学専攻			10	30					30
	機械システム工学専攻	20	40							40
	機械工学専攻			5	15					15
	交通機械工学専攻	16	32							32
	建設システム工学専攻	20	40							40
	環境創造学専攻	10	20							20
	建築学専攻	16	32							32
	社会環境デザイン工学専攻			5	15					15
農学研究科	農学専攻	20	40	5	15					55
薬学研究科	薬学専攻					4	16			16
都市情報学研究科	都市情報学専攻	8	16	4	12					28
人間学研究科	人間学専攻	8	16							16
総合学術研究科	総合学術専攻	8	16	4	12					28
法務研究科	法務専攻							25	75	75

(略)

改正前の規定										
(略)										
別表第1 (第4条第2項関係)										
研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		専門職学位課程		合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
法学研究科	法律学専攻	15	30	8	24					54
経営学研究科	経営学専攻	20	40	3	9					49
経済学研究科	経済学専攻	10	20	3	9					29
理工学研究科	数学専攻	8	16	2	6					22
	情報工学専攻	30	60							60
	電気電子工学専攻	20	40							40
	材料機能工学専攻	30	60							60
	電気電子・情報・材料工学専攻			10	30					30
	機械システム工学専攻	20	40							40
	機械工学専攻			5	15					15
	交通機械工学専攻	16	32							32
	建設システム工学専攻	20	40							40
	環境創造学専攻	10	20							20
	建築学専攻	16	32							32
	社会環境デザイン工学専攻			5	15					15
農学研究科	農学専攻	20	40	5	15					55
薬学研究科	薬学専攻							4	16	16
都市情報学研究科	都市情報学専攻	8	16	4	12					28
人間学研究科	人間学専攻	8	16							16
総合学術研究科	総合学術専攻	8	16	4	12					28
大学・学校づくり研究科	大学・学校づくり専攻	10	20							20
法務研究科	法務専攻								25	75

(略)

附 則

- ① この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年3月31日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- ② 大学・学校づくり研究科大学・学校づくり専攻（修士課程）は、平成28年4月から募集を停止し、当該研究科に在学している者がなくなった時に廃止する。